

## 告 示

### 埼玉県告示第千四百三十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年十二月十七日

二 特定非営利活動法人の名称

（変更前） NPO法人福祉起業ネット

（変更後） NPO法人ふくろうネット

三 代表者の氏名

波多野 省司

四 主たる事務所の所在地

埼玉県上尾市錦町六番地四十五

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、「起業」という観点から介護福祉業界の活性化及び母子家庭の支援を行うことにより、社会的弱者と呼ばれる方達が、周囲の理解と受容を得られる地域社会の構築に寄与することを目的とする。

（変更後）この法人は、今後増加する高齢者・障害者の居場所作りとしての介護・障害福祉事業所の起業運営支援及び個々の高齢者・障害者の生活支援としての成年後見業務等を行うことにより、高齢者・障害者の福祉の増進と権利擁護に寄与することを目的とする。